

上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務

(2) 目的

本業務は上越休日・夜間診療所について、従来の対面診療に加えてオンライン診療を導入することにより、年末年始における上越休日・夜間診療所の混雑緩和と患者の利便性を図る。

(3) 業務内容

別紙1 上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務要求仕様書（以下、「仕様書」と言う。）のとおりに従うこと。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

2 提案上限額

5,691,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 上越市の市税の納税義務を有するものにあつては、当該市税の未納がない者であること。
- (6) 上越市物品入札参加資格者名簿に登載された（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）事業所であること。
- (7) オンライン診療に係る医療制度を熟知するなど、本業務を適切に履行できる者であること。
- (8) オンライン診療に従事する医師を確保できること。
- (9) 上越休日・夜間診療所における同診療所主体のオンライン診療の導入を支援・運営できること。

4 説明会

説明会は開催しない。本要領に質問がある場合は、下記5により質疑応答票を提出すること。

5 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付※申込み前の者からの質問も可

期限：令和7年10月6日（月）午後5時（必着）

受付場所：問合せ先に同じ

方法：電子メール（様式任意）

その他：様式には、質問者の事業者名、担当者氏名、連絡先（住所・電話番号など）を記載すること。

(2) 質問の回答について

期日：令和7年10月10日（金）まで

回答：市ホームページで公表する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正と見なす。

6 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

提出資料：「参加申込書」（様式1）

申込み期限：令和7年10月15日（水）午後5時（必着）

申込み先：問合せ先に同じ

方法：電子メール

その他：社印を含めた押印を要しない。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、10月17日（金）までに提案資格の確認結果を電子メールで通知する。

7 企画提案書等の作成要領

(1) 提出書類

	書類名	提出部数	様式
1	企画提案書届出書	1部	様式2
2	企画提案書	1部	任意様式
3	業務実施体制図	1部	任意様式
4	オンライン診療業務機能要件確認書	1部	別紙3
5	上記4を確認できる書類（ネットワーク構成図等）	1部	任意様式
6	見積書	1部	任意様式
7	会社概要	1部	様式3
8	類似業務実績一覧表	1部	様式4

※ いずれの提出書類も、社印を含めた押印を要しない。

※ 持参・郵送する場合、企画提案書を正本1部・副本6部提出すること。

(2) 提出書類の作成に係る留意事項

仕様書の内容を十分に理解し、以下の作成に係る留意事項を順守の上、提出書類を作成すること。

ア 企画提案書の表題は、「上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務に関する提案書」とする。

イ 企画提案書は、仕様書の内容を踏まえ、別紙2「上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務プロポーザル審査評価基準」の項目に沿って記載すること。

なお、項目ごとのページ数の指定はないものとする。

ウ 作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

エ A4 横判で表紙、裏表紙を除き 30 ページ以内とすること。また、本文下部にはページ数を付すほか、余白に会社名を表示すること。

オ 文字サイズは 11 ポイント以上とすること。なお、図表は必ずしもこの限りではない。

カ 企画提案書の作成に当たっては、内容をわかりやすく簡潔な表現を用い、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努め、専門用語や略語等を使用しないこと。

キ 見積書には総額及び内訳を記載すること。

ク 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

ケ 提出期限以降の提案書の差替え又は再提出は認めない。

(3) 提出期限及び提出先

期限：令和7年10月29日（水）午後5時（必着）

提出先：問合せ先に同じ

(4) 提出方法

ア 持参、郵送又は電子メールとする。

イ 持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日を受付日とする。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（最終日は午後5時まで）とする。

ウ 郵送の場合は、封筒の表に「上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務提案書類在中」と朱書きし、提出期限までに到着したものに限る。

エ 電子メールの場合は、形式をPDFとする。

8 プレゼンテーションの実施

提案者は、選定委員会において、プレゼンテーションを実施するものとする。ただし、選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行うことがある。

(1) 審査委員会の日時

令和7年11月5日（水）

※開始時間は、プレゼンテーション実施対象者の参加者に別途通知する。

(2) 実施方法

Zoom を使用したオンライン形式での実施とする。

※対象者となる参加者には、参加に必要な ID 等を別途連絡する。

各参加者において必要な物品を準備すること。

9 審査

(1) 審査方法

ア 選定の審査を厳正かつ公正に行うため、上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を実施して受託候補者を選定する。

イ 審査は、事業者によるプレゼンテーションをもとに行う。

ただし、別紙 2「上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務プロポーザル審査評価基準」のうち、「8 会社概要・提案金額」、「9 セキュリティ対策」については、提出された書類等に基づき、事前に審査を行う。

ウ 出席者は 2 人以内（共同提案の場合は、全構成事業者を合わせて 3 人以内）とし、この業務を担当する予定の管理責任者 1 人及び主担当者 1 人は必ず出席すること。

エ 実施時間は、提案する各事業者（共同提案を含む。）につき、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とすること。ただし、通信障害等が発生した場合は、一時中断し、通信状況が修復したのちに再開するものとし、実施時間から除く。

オ プレゼンテーションは企画提案書について行うこととし、追加資料の配布は認めない。

カ プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

キ (2)に定める評価基準に基づき、選定委員会が、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションについて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

別紙 2「上越休日・夜間診療所オンライン診療体制構築業務プロポーザル審査評価基準」のとおり

(3) 受託候補者選定方法

受託候補者選定方法は、各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）及び各委員の採点結果の合計点を評価する方式（得点方式）を併用する。

ア 各委員の評価点に基づき、最も多くの委員が第 1 位と評価したものを候補者とする。

イ 最も多くの委員が第 1 位に評価したものが複数あった場合は、それらのうち最も総得点が高い者を候補者とする。

ウ 上記ア及びイに該当しない場合は、委員の多数決により受託候補者を選定する。

エ 参加者が 1 者のみの場合、選定委員が上記基準を基に評価した上で、委託候補者としての適否を判定し委員の多数決により決定する。

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに電子メールで通知する。

11 日程

募集公示	9月29日（月）
質疑提出期限	10月6日（月）
質疑回答期限	10月10日（金）
参加申込書提出期限	10月15日（水）
参加資格の審査・確認結果通知	10月17日（金）
企画提案書提出期限	10月29日（水）
選定委員会（プレゼンテーション）	11月5日（水）
契約	11月13日（木）

12 契約の締結

市は、選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。契約保証金は免除する。（契約書の作成要）

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 担当課（問合せ先）

〒943-8601

上越市木田1丁目1番3号

上越市健康福祉部地域医療推進課地域医療係 担当：太田

電話番号 025-520-5699

E-Mail chiikiiryou@city.joetsu.lg.jp

14 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (4) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、様式5「参加申込辞退書」を提出すること。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書を提出した者